

吹田市高齢者 安心・自信サポート事業

説明会



吹田市福祉部高齢福祉室支援グループ

平成30年8月9日

本日の説明のポイントは**3つ**！

1. これまでのおさらい

新しいサービスメニュー！

2. 通所型入浴サポート サービス

3. その他（新しい加算など）



1 これまでの おさらい

平成29年4月から変わった
こと

少しだけ、おさらいです・・・

平成29年4月 介護保険制度の改正

各市町村で
「介護予防・日常生活支援
総合事業」を実施

総合事業の基本方針

要支援状態の人が要介護状態になることを防ぎながら、
住み慣れた地域の中で
生きがいを持って
暮らしていける
仕組みをつくることをめざします

介護予防・日常生活支援

総合事業

① 介護予防・生活支援
サービス事業

② 一般介護予防事業

吹田市の**総合事業**の名称

①吹田市高齢者安心・
自信サポート事業

②吹田市民
はつらつ元気大作戦

サービス利用方法が 二つに

☆ 要支援 ・ 要介護認定

☆ 基本チェックリスト

要支援 1・2 の

予防訪問介護 ・ 予防通所介護



移行

吹田市高齢者安心・
自信サポート事業

吹田市高齢者安心・ 自信サポート事業

☆平成29年4月スタート時は、

「これまでと変わらない
サービスを基本」にスタート！

吹田市のサポート事業

訪問型サービス

- └ 訪問型サポートサービス
- └ 訪問型短期集中サポート
サービス

通所型サービス

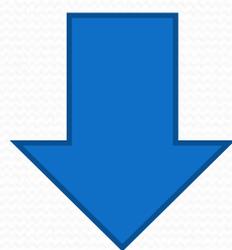
- └ 通所型サポートサービス

(平成30年9月末までのサービス内容)

吹田市の独自 サポート事業

★機能回復・向上に重点

生活上の不安や不便の軽減を



図るサービス

訪問型短期集中サポートサービス

訪問型サポートサービス利用回数を目安

基本チェックリスト該当者	週 1 回～ 週 2 回程度
要支援 1	週 1 回～ 週 2 回程度
要支援 2	週 1 回～ 週 2 回程度 以上

通所型サポートサービスの利用回数を目安

基本チェックリスト該当者	週 1 回 程度
要支援 1	週 1 回 程度
要支援 2	週 2 回 程度 週1回の単価 設定あり

要介護 1～5	要支援 1・2	基本チェック リスト該当者	未申請 非該当
介護給付			
	予防給付		
	サポート事業		
吹田市民はつらつ元気大作戦			

ここから

新しい内容に入ります！

新しいサービスメニュー！

2. 通所型入浴サポート サービス

平成30年10月からスタート！

吹田市のサポート事業

訪問型サービス

- └ 訪問型サポートサービス
- └ 訪問型短期集中サポートサービス

通所型サービス

- └ 通所型サポートサービス
- └ ★通所型入浴サポートサービス

新!

新しい通所型入浴 サポートサービスの 事業内容

【対象者】

- ・ 基本チェックリスト該当者
- ・ 要支援 1 ・ 2

【ケアプランの作成】

- ・ 原則、地域包括支援センターが担当（すでに委託ケアプランでサービス利用している等の場合は、ケアマネジャーの変更は必要ありません。）

【対象者の状態①】

新！

入浴行為に伴う一連の動作は自立しているが、入浴の一部の動作に見守りが必要で、かつ、自宅の浴室事情等により入浴できない方を対象とします。

(ケアプラン作成の際に使用するアセスメントシートを作成中です。)

【対象者の状態②】

これまで
と同じ

基本チェックリスト該当者で、初めて通所型サポートサービスを利用される場合は、診療情報提供書を主治医に依頼しています。通所型入浴サポートサービス利用の際も同様の手続きをとります。

通所型入浴サポートサービスの特徴 1 【バイタルチェック】

新！

入浴前の血圧、体温測定など体調把握などについても、利用者本人が行いますので、職員は声かけのみ。結果の記録については、確認を兼ね、職員が行います。

(利用者用のノートにも記録をお願いします。)

通所型入浴サポートサービスの特徴2

【サービス内容と 提供時間】

新!

サービス内容は、送迎と入浴のみです。短時間で終了しても、送迎の希望がなく実施しなくても、報酬単位は変わりません。

(着替えの手助け、声かけ、水分の提供は入浴に含みます。)

通所型入浴サポートサービスの特徴3

【指定について】

新！

通所介護事業者等が通所型入浴サポートサービスの指定を受けて運営される場合は、浴室、脱衣室及び休憩スペース（機能訓練室等を一時的に活用可）は、通所型入浴サポートサービスの提供時間帯においては、専らその事業に使用すること。

介護の方及び通所型サポートサービス利用の方とは分離した対応をお願いします。

通所型入浴サポートサービスの特徴 4

【通所型入浴サポートサービスの報酬】

新！

通所型サポートサービスの報酬単価に86.5%を乗じた単位に、地域区分（4級地）10.54円を乗じた額とします。

- *基本は1回算定報酬を使用します。
- *利用回数に応じて月額報酬となります。
- *日割報酬の場合もあります。

新！

通所型入浴サポートサービスの特徴 5 【通所型サポート サービスとの組み合わせ①】

通所型サービスの月額の上限単位数まで
は、通所型入浴サポートサービスと通所
型サポートサービスとの組み合わせ（併
用）利用が可能となります。

併用の場合のみ、通所型サポートサービ
スも1回算定報酬を採用します。

新！

【通所型サポート サービスとの組み合わせ②】

通所型サポートサービスとの組み合わせ
として主に想定しているのは、

入浴のないリハビリ特化型デイ等

×

通所型入浴サポートサービス

【加算について ①】

通所型入浴サポートサービスにかかる
加算は

① 介護職員処遇改善加算

② サービス提供体制強化加算

②の算定単位は月ごとなので、1回算定報酬を使用時も、ひと月単位で請求します。

【加算について ②】

通所型入浴サポートサービスと通所型サポートサービスを併用する際は、運動器機能向上加算等、支給限度額に影響する通所型サポートサービスの費用（加算）に注意してください。

【加算について ③】

一つの事業所が通所型サポートサービスと通所型入浴サポートサービスの指定を同時に受けることは可能ですが、同事業所内のサービスを同一利用者が併用する場合は、事前に地域包括支援センターに相談ください。

(一つの事業所に対して通所型サービスでの加算の算定が重なりますので、同一事業所での利用の必要性を確認します。)

新！

【通所型サービスを 組み合わせた時の注意点】

週 1 回程度

上限単位数 ひと月1,647単位

週 2 回程度

上限単位数 ひと月3,377単位

組み合わせた際に、上限単位数を超えないよう調整

新！

【サービスコード表について】

これまでのA 6（通所型サポートサービス）に新しいサービスコードが追加！

A 6 ● ● ● ● ← この ● 4桁
が変わります！

新！

【サービスコード表について】

9月上旬頃に、サービスコード表のマスタを吹田市ホームページ、吹田市ケア倶楽部に掲載します。

10月1日からの吹田市高齢者安心・自信サポートサービスの提供のため、システムへの取込をお願いします。（通所型入浴サポートサービスと関連しない場合も、加算コードの追加がありますので、システムへの取込をお願いいたします。）

通所型入浴サポートサービス

報酬の算定例

例 1 【6月】

(週1回程度利用)

A通所型事業所●

B通所型入浴事業所★

日	月	火	水	木	金	土
					1★	2
3	4	5●	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15★	16
17	18	19●	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29★	30

例1 単位数は案です。確定版はケア倶楽部等に掲載します。

【例1の報酬算定方法の注意点】

A通所型事業所 756単位

- (1回算定報酬378単位) × 2回

B通所型入浴事業所 981単位

- ★ (1回算定報酬327単位) × 3回

合計 756+981=1,737

週1回程度利用の上限1,647単位を超えるので、サービス量調整が必要。

(加算等も忘れないように！)

**注
意！**

おさらい…

【日割の報酬】

「サポート事業には、介護予防給付とは違い、サービス事業所との契約日で日割報酬となることがあります。」



月の途中で利用開始の契約を締結または解除した場合で、当月にサービス利用を開始、または終了した場合。

例2【6月】

単位数は案です。確定版はケア倶楽部等に掲載します。

A通所型事業所● (週1回程度利用)

B通所型入浴事業所★

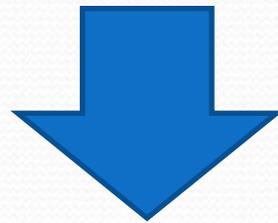
6月6日(水)にA事業所、B事業所と契約し、サービスを利用。→日割報酬を使用する？

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6◎	7	8	9
10	11	12	13	14	15★	16
17	18	19●	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29★	30

例 2

日割報酬は使用しません。

日割報酬を使用するときは、ひと月の月額報酬を使用するときは、



例2の場合は、

① A通所型事業所は 1回算定×1回

② B通所型入浴事業所は 1回算定×2回

合計①+②

例2

【例2の報酬算定方法の注意点】

A通所型事業所 **378単位**

- (1回算定報酬378単位) × 1回

B通所型入浴事業所 **654単位**

- ★ (1回算定報酬327単位) × 2回

合計 **378+654=1,032**

**週1回程度利用の上限1,647単位を
超えていないのでOK!**

(加算等も忘れないように!)



注意!

例3 【7月】

単位数は案です。確定版はケア倶楽部等に掲載します。

A通所事業所 ●

B通所型入浴事業所 ★

7月2日（火）にA事業所、B事業所と契約し、サービスを利用。 → 日割報酬を使用する？

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ◎	3 ★	4	5	6 ●	7
8	9	10 ★	11	12	13 ●	14
15	16	17 ★	18	19	20 ●	21
22	23	24 ★	25	26	27 ●	28
29	30	31 ★				

B通所型入浴事業所は日割を使用します。

① A通所型事業所は（支援2の週1利用）

1回算定報酬×4回で算定

B通所型入浴事業所は
1回算定だと5回になり包括報酬
包括報酬であり、かつ7月2日の契約
なので日割報酬単位での算定となる

② B通所型入浴事業所は（支援2の週1利用）

日割報酬単位×30日間

①+②を合計

例 3

【例 3 の報酬算定方法の注意点】

A通所型事業所 **1,512単位**

- (1回算定報酬378単位) × 4回

B通所型入浴事業所 **47単位**

- ★ (日割報酬47単位) × 30日

合計 $1,512 + (47 \times 30) = 2,922$

**週 2 回程度利用の上限3,377単位を
超えていないのでOK!**

(加算等も忘れないように!)

注意!



3 その他

【10月からの新しい加算】

平成30年2月9日付け

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係事務連絡

「介護予防・日常生活支援総合事業
における国が定める単価について」

に示されている加算を10月から施行。
(別紙資料あり)

【10月からの新しい主な加算】

● 訪問型サポートサービス

生活機能向上連携加算



生活機能向上連携加算

(Ⅰ) 100単位/月

(Ⅱ) 200単位/月

【平成30年10月からの新しい主 な加算】

●通所型サポートサービス

生活機能向上連携加算

200単位/月

栄養スクリーニング加算

5単位/回

【これまでの加算は？】

変わらずあります！

(例)

訪問型サポートサービス

初回加算、介護職員処遇改善加算

通所型サポートサービス

生活機能向上グループ加算

運動器機能向上加算

事業所評価加算

サービス提供体制強化加算

【平成30年 4月からの変更点】

- 更新認定有効期間の上限を36か月に延長。

もう、始まっています！



有効期間が36か月のケアプランも可ですが、3か月ごとのモニタリングにおいて自立支援の観点から目標の変更等、ケアマネジメントを実施してください。

【平成30年8月からの変更点】

● 高所得層は利用者負担割合が3割に引き上げ

もう、始まっています！

【吹田市高齢者安心・自信サポート事業に関するお問い合わせ】

事業内容に関すること	高齢福祉室 支援グループ	6384-1360
ケアプラン・給付管理等に関すること	各地域包括支援センター	
事業者指定・運営規定等に関すること	福祉指導監査室	6155-8748

ケア倶楽部への登録のお願い

今後も新しいサービスコード、吹田市
安心・自信サポート事業についてのお
知らせ等、重要な連絡が続きます。

すべて吹田市ケア倶楽部を活用しての
周知となります。

ご注意ください！

ありがとう
ございました

